# 特定非営利活動法人 霧多布湿原トラスト 定款

平成 12 年 1 月 19 日制定 平成 12 年 11 月 26 日一部改正 平成 18 年 10 月 28 日一部改正

## 第1章 総則

### 第1条(名称)

この法人は、特定非営利活動法人霧多布湿原トラストという。また英文名、Kiritappu Wetland Trust とする。

## 第2条(事務所)

この法人は、主たる事務所を、北海道厚岸郡浜中町仲の浜 122 番地に置き、従たる事務所を、北海道厚岸郡浜中町大字琵琶瀬村字四番沢 103 番地 19 「霧多布湿原センター内」に置く。

## 第2章 目的及び事業

## 第3条(目的)

- 1. この法人は、自然と共生する暮らしや町づくりをめざして、地域の人々や霧 多布湿原を訪れる多くの人々に対し、この湿原のもつ豊かさやその価値を伝 えていくとともに、霧多布湿原のファンを世界中に広げ、子どもたちの未来 のために、この霧多布湿原を残していくことを目的とする。
- 2. 環境に関する国際協力を進め、環境保全と相互の交流を図る。

#### 第4条(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法(以下「法」という)の別表にある次の活動を行う。

- 1. 環境の保全を図る活動
- 2. 社会教育の推進を図る活動
- 3. まちづくりの推進を図る活動
- 4. 子どもの健全育成を図る活動
- 5. 国際協力の活動

### 第5条(事業)

この法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

## 定非営利活動に係わる事業

- 1. ナショナルトラストによる霧多布湿原民有地の買収及び借上げによる保全事業
- 2. 霧多布湿原の景観及び生態系の保全と調査・研究に関わる事業
- 3. 地域の自然、文化遺産などの保全に関する事業
- 4. 情報の発信などによる霧多布湿原のファンづくり事業
- 5. 環境教育に関する事業
- 6. エコツーリズムに関する事業
- 7. 環境保全、環境教育に関する国際協力と交流事業
- 8. 自然のファンづくりにつながる物品の販売事業
- 9. 自然のファンづくりにつながる飲食の提供事業
- 10. 指定管理者による公益事業
- 11. その他、上記各号に付随する事業

## 第3章 会員

### 第6条(種別)

この法人の会員は、次の4種とし、運営会員をもって法上の社員とする。

- 1. 運営会員
  - この法人の目的に賛同し、この法人の運営に携わるために入会した個人
- 2. サポーター会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した個人。

サポーター会員を「霧多布湿原ファンクラブ会員」と呼ぶ

- 3. 団体会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した団体
- 4. 法人会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を支援するために入会した法人

#### 第7条(入会)

この法人に会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

#### 第8条(会費)

会員は、総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。 第9条(会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1. 退会届を提出したとき
- 2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- 3. 継続して2年以上会費を滞納したとき
- 4. 除名されたとき

#### 第10条(退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### 第 11 条 (除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。

- 1. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2. この定款及び細則に違反したとき

### 第12条(拠出金品の不返還)

会員が既に納入した入会金、年会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### 第13条 (種別及び定数)

この法人に次の役員を置く。

- 1. 理事 3名以上10名以内
- 2. 監事 2名
- 3. 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

#### 第14条(選任)

- 1. 理事は、運営会員の中から総会において選任する。
- 2. 理事長、副理事長は理事会において互選する。
- 3. 監事は、総会において選任する。
- 4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5. それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超 えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の 総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

#### 第15条(職務)

- 1. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する
- 2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、 その職務を代行する。
- 3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法 人の業務を執行する。
- 4. 監事は、次に掲げる業務を行なう。
  - ① 理事の業務執行の状況を監査すること
  - ② この法人の財産の状況を監査すること
  - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - ⑤ 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事 に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

#### 第16条(任期)

- 1. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2. 前項の規程にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の 末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は、 現任者の任期の残存期間とする。
- 4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第17条(欠員補充)

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第18条 (解任)

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1. 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき
- 2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為が認められたとき

#### 第19条(報酬)

- 1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3. 前項2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第5章 会議

#### 第20条(顧問)

この法人には顧問若干名を置くことができる。

- 1. 顧問は理事会において推薦し、理事長が委嘱する。
- 2. 顧問は本会の運営に関し、理事長の質問に答え、理事長に対して意見を述べる。
- 3. 顧問の任期は2年とする、ただし再任を妨げない。
- 4. 顧問はこの法人について支援を行う。

## 第21条(種別)

この法人の会議は、総会及び理事会とする。

#### 第22条 (構成)

- 1. 総会は通常総会及び臨時総会とし、運営会員をもって構成する。
- 2. 理事会は理事をもって構成する。

#### 第23条(権能)

- 1. 総会は、次の事項について議決する。
  - ① 定款の変更
  - ② 解散
  - ③ 合併
  - ④ 事業計画及び収支予算並びにその変更
  - ⑤ 事業報告及び収支決算
  - ⑥ 役員の選任及び解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - ⑧ 借入金(その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
  - ⑨ 事務局の組織及び運営
  - ⑩ その他運営に関する重要事項
- 2. 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を協議し議決する
  - ① 総会に付議すべき事項
  - ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - ③ この法人のビジョンについて
  - ④ 定款の定めた目的を達成するための中長期計画
  - ⑤ 事務局の業績評価と円滑な業務遂行の基盤づくり
  - ⑥ 運営資金源の確保拡大
  - ⑦ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

#### 第24条 (開催)

- 1. 通常総会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - ① 理事会が必要と認め招集を請求したとき。
  - ② 運営会員の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - ③ 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

- 3. 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する
  - ① 理事長が必要と認めたとき
  - ② 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - ③ 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったと き

#### 第25条(招集)

- 1. 会議は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2. 会議を招集するにあたり理事長は、会議を構成する運営会員または理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容ならびに日時、場所を会議開催の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

#### 第 26 条 (議長)

- 1. 総会の議長は、その総会において、出席した運営会員の中から選出する。
- 2. 理事会の議長は、理事長がこれに当たる

#### 第27条(定足数)

会議は、運営会員又は理事の出席数をもって成立し開会する。

#### 第 28 条 (議決)

会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって議決し、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第29条 (表決権)

- 1. 総会における各運営会員及び理事会における理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2. やむを得ない理由のために会議に出席できない運営会員または理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員または理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3. 前項の規定により表決した運営会員または理事は、前2条及び次条第1項の 適用については、会議に出席したものと見なす。
- 4. 会議の議決について、特別の利害関係を有する運営会員または理事は、その議決に加わることができない。

#### 第 30 条 (議事録)

- 1. 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - ① 日時及び場所
  - ② 出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
  - ③ 審議事項
  - ④ 議事の経過の概要及び議決の結果
  - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
- 2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が 署名、押印しなければならない。

## 第6章 事務局

#### 第31条(設置及び職員)

- 1. この法人に、事務局を置く。
- 2. 事務局は、事務局長ほか職員をもって構成する
- 3. 事務局長は事務局を総轄し、組織及び運営に関し必要な事項を遂行する
- 4. 事務局長は理事会の議決を経て理事長が任免し、職員は理事長が任免する

### 第32条(組織及び運営)

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第7章 資産及び会計

第33条(資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

設立当初の財産目録に記載された資産

入会金及び会費

寄附金品

財産から生じる収入

事業に伴う収入

その他の収入

#### 第34条(資産の管理)

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

## 第35条(会計の原則)

この法人の会計は、法第28条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### 第36条(事業計画及び予算)

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

### 第37条(暫定予算)

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理 事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支 出することができる。

前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### 第38条(予備費の設定及び使用)

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第39条(予算の追加及び更正)

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算 の追加又は更正をすることができる。

#### 第40条(事業報告及び決算)

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する 書類は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を 経なければならない。

決算剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### 第41条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

### 第42条(臨機の措置)

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### 第43条(定款の変更)

この法人が定款を変更しようとするときは、総会出席者の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第 44 条 (解散)

この法人は、次に掲げる事項により解散する。

- ① 総会の議決
- ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- ③ 運営会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産
- ⑥ 所轄庁による設立認証の取り消し

前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第45条(残余財産の帰属)

この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会で決定された北海道に所在する特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

#### 第 46 条 (合併)

この法人が合併しようとするときは、運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

第47条(公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。

## 第10章 雑則

第 48 条 (細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て理事長が定める。附則

- 1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長

三膳時子

副理事長

瓜田勝也

理事

松浦明恭

野田哲治

小川浩子

吉岡宏高

辻井達一

監事

板倉幸子

村田準逸

- 3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、 成立の日から平成12年(西暦2000年)12月31日までとする。
- 4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成12年(西暦2000年)12月31日までとする。
- 6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に 掲げる額とする。

会員入会費年会費運営会員10,000 円10,000 円サポーター会員-1,000 円団体会員-口 50,000 円20,000 円

附則

この変更定款は、平成13年1月1日から施行する

附則

この定款変更は認証日(平成19年2月9日)から施行する。

この定款は当法人の現行定款に相違ありません。

平成 19年2月9日

北海道厚岸郡浜中町仲の浜122番地 特定非営利活動法人 霧多布湿原トラスト

理事 三膳 時子